

2次募集

文化振興基金助成事業

平成30年度事業募集案内

< 継続事業 >

< 特別事業 >

受付期間 平成30年6月29日(金)～平成30年7月28日(土) (必着)

助成対象期間 平成30年10月1日(月)～平成31年3月31日(日)

公益財団法人岩手県文化振興事業団

【改正点】

平成 30 年度助成事業の主な改正点は次のとおりです。

詳しくは本書をご覧ください。

- 1 新たに『障がい者芸術活動支援事業』を創設しました。
- 2 次の団体等を助成対象者としました。
 - 文化施設の経営を目的とする団体・個人（ただし、文化施設の管理等を行う団体等が当該施設を利用して実施する場合は、原則として対象になりません。）
 - 社会福祉、商工労働、農林漁業、社会教育等の分野において文化活動以外の主たる活動を行う団体
- 3 助成対象外事業を変更しました。
 - 文化団体等が学校やクラブ活動などにおいて、文化芸術活動を行う場合助成対象としました。ただし、学校が学校教育の一環として行うものは対象となりません。
 - （対象となる活動例）
 - ・文化団体が、学校を会場に実施する演奏会、演劇など
 - ・郷土芸能団体が、郷土芸能の継承のためにクラブ活動に参加して行う活動
 - （対象とならない活動例）
 - ・学校が行う演奏会、演劇など
 - ・学校のクラブ活動
 - 助成対象外事業の「国又は県から補助金・助成金等（岩手芸術祭負担金を含む）を受けているもの」を「国庫補助金、県助成金またはこれに準じた助成金（国・県が出資している団体からの助成金等）」と整理しました。
- 4 助成回数制限や調整減額を廃止しました。
- 5 助成金の上限額を 100 万円としました。
（若手芸術家・民俗芸能後継者育成事業は 50 万円）
- 6 申請等様式を変更しました。
- 7 追加募集の助成対象期間を『10 月 1 日から』に変更しました。

目 次

文化振興基金の概要	1
＜継続事業＞	2
文化振興基金の助成対象者	3
文化振興基金の助成対象事業	4
助成金交付申請を行うと必ず助成金がもらえますか	6
助成対象経費について説明してください	7
助成金の額はどのようにして算定されますか	9
助成金算定の具体例	10
《例その1》文化活動成果発表事業の場合	11
《例その2》文化活動研修事業の場合	12
《例その3》刊行物発行事業の場合	14
＜特別事業＞	16
被災団体備品整備事業	17
いわて芸術家派遣事業	19
アートマネージャー育成事業	21
若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業	22
障がい者芸術活動支援事業	27
＜事務手順＞＜様式・記載例＞	30
助成金の交付申請等事務手順について	31
提出書類一覧	33
様式第1号 助成金交付申請書	36
様式第3号 助成事業変更承認申請書	37
様式第4号 助成事業中止届出書	38
様式第5号 助成事業実績報告書	39
様式第6号 助成金交付請求書	40
付表1 事業実施計画書（実施内訳書）	41
付表2 収支予算書（収支決算書）	42
付表3 備品保有状況	43
付表4 事業実施計画書（実施内訳書）	44
付表5 収支予算書（収支決算書）	45

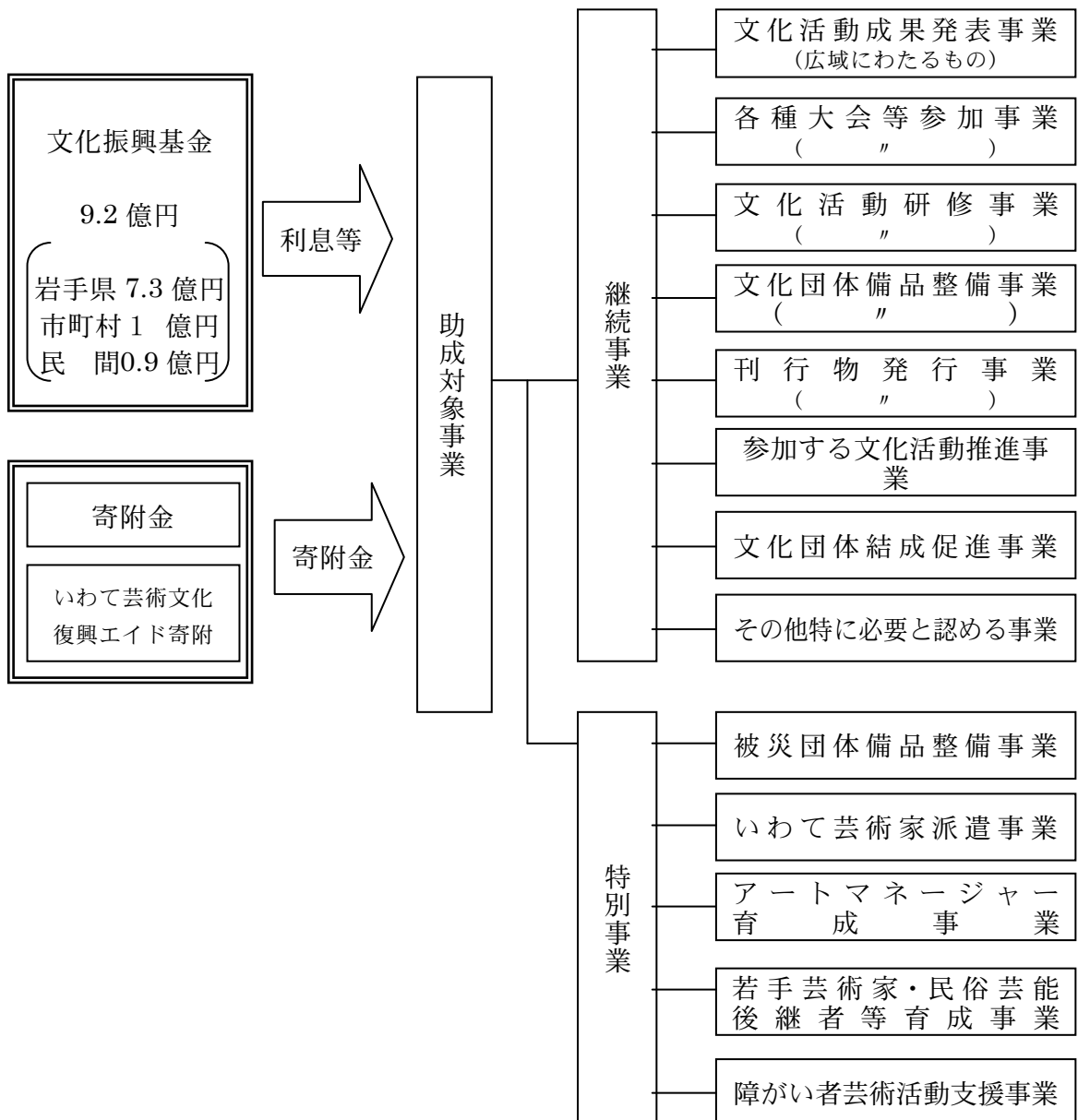
付表6	実施計画の変更内訳書	46
付表7	収支予算の変更内訳書	47
付表8	団体概要書	43
付表9	企画詳細書	49
付表10	アートマネージャー育成事業実施計画書（実施内訳書）	50
《申請書記載例1》	文化活動成果発表事業の場合	51
《申請書記載例2》	文化団体備品整備事業の場合	53
《記載内容》	若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業の場合	55

文化振興基金の概要

文化振興基金は、県民の文化活動が活発に推進されるよう、文化団体等の活動を奨励・援助するため本法人の事業の一環として設けたものです。

本基金の事業は、基金及び基金から生ずる利子によって行われますが、その基金の目標額5億円は昭和59年度に達成され、その後県からの出捐等により現在の基金となり、本県の芸術文化及び文化財保護の活動に幅広く利用されております。

文化振興基金のしくみ



＜継続事業＞

対象事業

- 広域にわたるもの
 - ・ 文化活動成果発表事業
 - ・ 各種大会等参加事業
 - ・ 文化活動研修事業
 - ・ 文化団体備品整備事業
 - ・ 刊行物発行事業
- 参加する文化活動推進事業
- 文化団体結成促進事業

[事業対象期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日]

1 助成対象者

文化振興基金の助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす文化団体等です。

- (1) 岩手県内に住所または活動の本拠を有すること。
- (2) 団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 会計処理が明確であること。
- (4) 一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みが確実であること。

なお、次に該当する団体等は助成対象とはなりません。

- ア 地方公共団体
- イ 株式会社等の営利法人

文化団体等とは、下表に掲げる分野及び種別の文化活動を実施する団体又は個人です。

分 野	種 別
美 術	日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン等
音 楽	邦楽、洋楽
演 劇	
文 芸	小説、戯曲、詩、短歌、俳句、川柳、評論、児童文学、随筆
舞 踊	邦舞、洋舞
映 像	
文 化 財	民俗芸能、古文書、伝統技術等
郷 土 研 究	郷土史、民俗、伝説、動植物等の研究
伝 統 芸 術	能楽、茶道、華道等
民 謡 ・ 民 舞	

2 対象事業

文化振興基金が助成の対象としている事業は、次のとおりです。

(1) 広域にわたる文化活動

基金では、広域化する文化活動と市町村における特色ある文化活動の波及効果に着目し、市町村域を越えて実施される広域的な事業に対して援助を行います。

① 文化活動成果発表事業

アマチュア文化団体等が文化活動成果発表のための展示会、演奏会等で、出品者や出演者が市町村の区域を越えて広域から参加するもの、及び全国大会、東北大会その他県域を越える大規模な催しで岩手県内にて開催されるものが助成の対象になります。

なお、個展、会員展、クラブ発表会等特定の成員のみによって行われるものは原則として助成の対象外となりますが、それぞれの団体が主催し、広く一般県民の応募等参加を得て実施されるもの、及び本県の文化振興上特に必要と認められるものについては助成の対象になります。

② 各種大会等参加事業

県域を越える大規模な大会、発表会等への参加であって、県代表又はこれに準ずる資格を有すると認められるものが助成の対象となります。

また、海外公演にあっては、国際文化交流事業として一定の評価を得た事業への参加であって、主催者から正式の招待を受けたもの（地方公共団体同士の交流事業により参加する場合は除きます。）が助成の対象になります。

③ 文化活動研修事業

次の2種類が助成の対象となります。

ア 文化活動指導者等の研修会、講習会等の開催

イ 県外で行われる研修会、講習会等への参加

「イ 県外で行われる研修会、講習会等への参加」にあっては、主催者から正式の案内を受け、県代表またはこれに準ずる資格で参加するものであって、岩手県芸術文化協会もしくはその会員たる団体のうち県内全域を活動範囲とする団体又はそれらと同等以上の規模を有すると認められる団体が推薦したものが助成の対象となります。

④ 文化団体備品整備事業

楽器、展示用備品、民俗芸能用具その他文化団体の活動に必要な備品の購入又は修理を行うものであって、通常個人所有になじまないもので、当該文化活動を実施するうえ

で直接的に必要な備品が助成の対象になります。

また、会員、団員等が複数の市町村の居住者から構成されている団体は、広域性を満たすものとして助成対象団体となります。

なお、民俗芸能団体が行う民俗芸能用具等の備品については、広域的な団体でなくても助成の対象となります。

※ 「太鼓」と「笛」を購入・修理する場合

1台・1本あたりの助成上限額が設定されておりますので、お問い合わせください。

⑤ 刊行物発行事業

文芸作品集の発刊と郷土史、民俗、伝説、動・植物等の郷土研究誌の発刊の2種類が助成の対象になります。

文芸作品集の発刊にあつては、市町村の区域を越えて広域から投稿を求め、編集、刊行するもので、発行物は一般に頒布されること及び発行部数が300部以上であることが助成の要件となります。なお、会員誌、同人誌等特定の成員のみに限られるものについては助成の対象外となりますが、それぞれの団体が主催し広く一般県民の応募等参加を得て発刊されるものについては助成の対象になります。

郷土史、民俗、伝説、動・植物等郷土研究誌の発刊にあつては、市町村の推薦を受けることと、発行物が一般に公開されることが助成の要件となります。なお、この場合、発行者が個人であるものや内容が特定個人の生活記録等私的なものは助成の対象外となります。

(2) 参加する文化活動推進事業

この事業は、各種の文化活動を通じて、心の安らぎと生きがいに満ちた生活を実現するために、自らも積極的に文化活動に参加し、能動的な文化活動を支援する事業です。

豊かな自然と文化遺産に恵まれた本県では、それぞれの地域に特色ある独自の文化活動が伝承されています。埋もれつつあるふるさとの文化を掘り起こし、郷土理解を深めるとともに、地域社会を基盤とした特色ある地域文化の創造への取組みが大切です。

このような観点から、基金では地域社会を基盤として住民自らが参加して行う創造性を伴った文化活動に対して援助を行います。

具体的には、次の要件を全て満たす事業に対し助成します。

- ① 当該地域に存在する様々な資源や民話、民俗芸能等を生かした文化活動、音楽・演劇等の文化活動を通じて特色ある地域づくりを標ぼうする活動であること。
- ② 年齢、性別、職業を問わず地域社会を基盤として行われるものであること。
- ③ 市町村が参画し、または助成しているものであること。
- ④ 参加者が20人以上であること。

地域に伝わる民話を題材とした市民の手づくりによる市民劇場の開催、地場の石材を活用し彫刻の町づくりを標ぼうする彫刻シンポジウムの開催などが参加する文化活動として助成の対象となります。

(3) 文化団体結成促進事業

地域における自主的文化活動を推進するためには、指導者の養成とあわせて文化活動の拠点となる組織を整備する必要があると認められます。

基金では、市町村の総合芸術文化団体の結成及び広域にわたる文化団体の結成に対して援助を行います。

(4) その他特に必要と認める事業

上記の助成事業に該当しない場合であっても、本県の文化振興上特に必要と認められる事業については助成を行うこともあります。

なお、次に該当する事業は助成対象とはなりません。

- ア 専ら営利を目的とするもの
- イ 特定の政治団体、宗教団体、営利団体等の宣伝を目的とするもの
- ウ 当該事業の実施に必要な経費のうち基金の助成金を除く額を確実に調達できる見込みがないもの
- エ 当該事業について、国庫補助金、県補助金又はこれに準じた助成金(岩手芸術祭負担金を含む)を受けているもの
- オ 特定の会員、教授所・教室、クラブ、流派等一部特定の者に限られる事業であるもの
- カ 公共の文化施設の管理等を行う団体等が、当該施設を利用して実施する事業

※ 国・県からの出捐金などを基にした助成金（(独)日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金等）

3 助成金交付申請を行うと必ず助成金がもらえますか。

助成金の交付を受けるにあたっては、審査委員会（外部の有識者）の審査を受け、助成事業として採択されなければなりません。

また、事業採択はあくまでも年間予算の範囲内であることから、助成額を減額することがあります。

4 助成対象経費について説明してください。

基金の助成の対象となる経費（助成対象経費）は、助成対象事業に要する経費の総額から、次の費用を控除した額です。

- 助成対象外事業経費
- 当該事業の実施に伴う入場料、参加料、市町村補助金、民間助成金、その他の収入（協賛金、広告料、寄付金など）

(1) 助成対象事業経費（事業に直接必要な経費）

ア 文化活動成果発表事業、刊行物発行事業、文化活動研修事業、文化団体結成促進事業、その他特に必要と認める事業については、以下の項目を助成対象事業経費とします。

区分		内容
賃金		会場整理・受付等のため臨時に雇用したアルバイト等への賃金・交通費
報償費		司会・審査員・指揮者・伴奏者・講師・編集謝金、原稿執筆謝金に対する謝金（申請団体構成員を除く） なお、出演・出品等に対する諸謝礼金は対象外。 ※講師等の簡単なプロフィール・所属等の資料を提出
旅費		交通費と宿泊費（実費） ※金額内訳、交通機関等利用日、利用目的がわかる資料を添付
需用費	消耗品費	文具などの消耗品の購入費、看板製作
	印刷製本費	ポスター・パンフレット・冊子等作成のための印刷製本費、コピー費等
役務費		広告宣伝費（新聞・テレビ等）、発送料、振込手数料、保険料、クリーニング代、機材運搬料（個人所有の車を利用し運搬した経費は対象外）
委託料		外部に事業の実施に関する委託を行った際の費用（照明、音響、ピアノ調律、写真・ビデオ撮影等）
使用料及び賃借料		会場使用料及び付帯設備使用料（事業実施日及び前日準備、又は本番及びリハーサル 1 回に限る）、バス借上料、著作権使用料等
その他		上記各費目以外の事業に直接必要な経費

イ 各種大会等参加事業については、以下の項目を助成対象事業経費とします。

区分	内容
旅費	大会等参加者に係る旅費や交通費(実費)、宿泊費(実費) (海外公演の助成経費は、目的地までの往復交通費)
役務費	公演に要する道具の往復運搬料

ウ 文化団体備品整備事業については、以下の項目を助成対象事業経費とします。

区分	内容
需用費 修繕料	太鼓等の修理
備品購入費	事業に必要不可欠な道具の購入費(個人所有になじまないもの)

エ 参加する文化活動推進事業については、以下の項目を助成対象事業経費とします。

区分	内容	
賃金	会場整理・受付等のため臨時に雇用したアルバイト等への賃金・交通費	
報償費	出演者、司会、審査員、指揮者、伴奏者、講師、編集謝金、原稿執筆謝金に対する謝金(申請団体構成員を除く) ※講師等の簡単なプロフィール・所属等の資料を提出	
旅費	交通費(実費)、宿泊費(実費) ※金額内訳、交通機関等利用日、利用目的がわかる資料を添付	
需用費	消耗品費	文具などの消耗品の購入費、看板製作
	印刷製本費	ポスター・パンフレット・冊子等作成のための印刷製本費、コピー費等
役務費	広告宣伝費(新聞・テレビ等)、発送料、振込手数料、保険料、クリーニング代、機材運搬料(個人所有の車を利用し運搬した経費は対象外)	
委託料	外部に事業の実施に関する委託を行った際の費用(照明、音響、ピアノ調律、写真・ビデオ撮影等)	
使用料及び賃借料	会場使用料及び付帯設備使用料(事業実施日及び前日準備、又は本番及びリハーサル1回に限る)、バス借上料、著作権使用料等	
その他	上記各費目以外の事業に直接必要な経費	

(2) 助成対象外事業経費

内容
団体が存続する限り恒常的に必要とする費用（スタッフの人件費、団体事務所の家賃・光熱水費、事務機器、電話代、ホームページ作成運用費等）
食糧費（茶菓、弁当、ケータリング、レセプションパーティー等飲食代などの経費）
備品購入費（文化団体備品整備事業を除く）
航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネスクラス・グリーン料金等）
練習に要する経費（リハーサル1回を除く）
賞金、賞品、記念品、土産代、花束代、写真・DVD等各個人への支給品
領収書のない経費
文化活動研修事業「文化活動指導者等の研修会、講習会等の開催」 研修参加者の移動旅費及び宿泊費
事業対象期間以外に執行した経費
その他事業に直接必要のないと思われる経費

5 助成金の額はどのようにして算定されますか。

助成金の額の算定は、当該助成対象事業について、その事業実施計画書と収支予算書の内容を吟味したうえで、助成対象経費を算出し、助成金の額を決めることとなります。

この場合、基金の助成額は、「助成対象経費の2分の1以内の定額」となります。

助成金の上限額については、**100万円**【ただし、文化団体結成促進事業のうち町村の総合団体結成は20万円、助成率10/10】を助成額の上限としており、また、助成金の額が5万円未満と算定される事業については、助成事業として採択しないことになっています。具体的な計算方法は、10頁に記載のとおりです。

6 助成金算定の具体例

助成金算定の具体例を示してみましよう。皆さんが現実に事業を計画される場合、収入、支出の内容が例示より更に複雑になるものも多いと思います。どれが助成対象事業経費になり、どれが助成対象外事業経費になるかは、個々の事業の内容を吟味したうえで判断されることとなります。助成金交付決定額が申請額を大幅に下回ったため、事業実施が困難になった、という事態もあり得ます。したがって、基金の助成を受けようとするときは、正規の申請書を提出する前に、できるだけ計画の段階で当事業団の総務部に相談してください。

助成額* = (助成対象事業経費 - 入場料等収入) × 助成率 (ただし上限額あり)

※ 1万円未満切捨

＜申請・助成承認段階の収支予算＞

(350万円 - 150万円) × 1/2 = 100万円 = 100万円 (上限額)

支出	助成対象事業経費 350万円		
収入	助成金 100万円	自己財源 100万円	入場料等収入 150万円

＜実施結果①＞ 実施した結果、経費が増えた場合

(450万円 - 150万円) × 1/2 = 150万円 > 100万円 (助成決定額)

支出	助成対象事業経費 450万円		
収入	助成金 100万円	自己財源 200万円	入場料等収入 150万円

＜実施結果②＞ 実施した結果、入場料等収入が増えた場合

(350万円 - 180万円) × 1/2 = 85万円 < 100万円 (助成決定額)

支出	助成対象事業経費 350万円		
収入	助成金 85万円	自己財源 85万円	入場料等収入 180万円

＜実施結果③＞ 実施した結果、経費は減ったが、入場料等収入が増えた場合

(300万円 - 180万円) × 1/2 = 60万円 < 100万円 (助成決定額)

支出	助成対象事業経費 = 300万円		
収入	助成金 60万円	自己財源 60万円	入場料等収入 180万円

《例 その1》文化活動成果発表事業の場合

1 収入の部 (円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
助 成 金	240,000	文化振興事業団助成金
自 己 資 金	315,000	主催者負担金
入場料収入	60,000	100 円×600 人=60,000 円
補助金・他団体 からの助成金	50,000	〇〇市補助金
広 告 料	40,000	
合 計	705,000	

2 支出の部 (円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
賃 金	20,000	受付アルバイト 5,000 円×4 人=20,000 円
報 償 費	10,000	司会謝礼 10,000 円×1 人=10,000 円
需 用 費	130,000	消耗品（看板代ほか） 60,000 円 印刷製本費 70,000 円 ポスター 200 円× 300 枚=60,000 円 入場券 10 円×1,000 枚=10,000 円
役 務 費	25,000	切手、はがき代等 20,000 円 振込み手数料 5,000 円
委 託 料	200,000	舞台設営委託料 200,000 円
使用料及び 賃 借 料	260,000	会場使用料 100,000 円 バス借上料 40,000 円×4 台=160,000 円
計	645,000	
助成対象外 事業経費	60,000	記念品 500 円×50 人分=25,000 円 食糧費（ケータリング・弁当） 30,000 円 予備費 5,000 円
合 計	705,000	

この場合、助成対象経費は、総事業費 705,000 円から収入の部の「入場料収入」60,000 円、「補助金」50,000 円、「広告料」40,000 円と支出の部「助成対象外事業経費」60,000 円を控除した額、すなわち 495,000 円となります。

したがって基金の助成額は、助成対象経費 495,000 円の 2 分の 1 以内の定額（自己資金の額の範囲内）=240,000 円（1 万円未満は切り捨て）となります。

《例 その2》 文化活動研修事業「文化活動指導者等の研修会、講習会等の開催」の場合

助成金額計算方法（助成金額＝【助成対象経費】の2分の1以内の定額）

① 『参加料』 ≤ 『助成対象外事業経費の研修参加者分』 の場合 【助成対象事業経費－収入(助成金、自己資金、参加料を除く)】 ÷ 2
② 『参加料』 > 『助成対象外事業経費の研修参加者分』 の場合 【助成対象事業経費＋助成対象外事業経費の研修参加者分 －収入(助成金、自己資金を除く)】 ÷ 2
③ 『参加料』 を徴収しない場合 【助成対象事業経費－収入(助成金、自己資金を除く)】 ÷ 2

1 収入の部 (円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
助 成 金	170,000	文化振興事業団助成金
自 己 資 金	192,000	主催者負担金
参 加 料	550,000	参加者負担金 10,000 円×55 人=550,000 円
市町村補助金	50,000	
合 計	962,000	

2 支出の部 (円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
助成対象事業経費	報 償 費	150,000 講師謝金 50,000 円×3 人=150,000 円
	旅 費	30,000 引率者旅費 10,000 円×3 人= 30,000 円
	需 用 費	32,000 消耗品費 20,000 円 印刷製本費 送料代 200 円×60 部= 12,000 円
	役 務 費	20,000 切手代 20,000 円
	使用料及び賃借料	160,000 バス借上料 (大型バス 2 日分) 1 日 80,000 円×2 日=160,000 円
計	392,000	
助成対象外事業経費	570,000	研修参加者分 550,000 円 宿泊費 6,000 円×55 人=330,000 円 懇親会 4,000 円×55 人=220,000 円
		講師等分 懇親会 4,000 円×5 人= 20,000 円
合 計	962,000	

参加者から参加料として1人10,000円を負担金として徴収し、バスを借上げ、1泊2日の研修を行う事業を想定してみました。

参加料(550,000円)と助成対象外事業経費の研修参加者分(550,000円)を比較すると同額ですので、前頁「計算方法」の①により計算します。

助成対象経費は、助成対象事業経費392,000円から市町村補助金50,000円を控除した額342,000円となります。

この結果、助成金額は、助成対象経費342,000円の2分の1以内の定額=171,000円≒170,000円(1万円未満は切り捨て)となります。

《例 その3》 刊行物発行事業の場合

1 収入の部

(円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
助 成 金	160,000	文化振興事業団助成金
自 己 資 金	168,000	
広 告 料	100,000	5,000 円× 20 件=100,000 円
販 売 収 入	300,000	1,000 円×300 部=300,000 円
合 計	728,000	

2 支出の部

(円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
賃 金	68,000	アルバイト賃金 3,400 円×10 日× 2 人=68,000 円
報 償 費	70,000	原稿依頼者謝礼金 10,000 円× 5 人=50,000 円 表紙デザイン謝礼金 20,000 円
需 用 費	530,000	消耗品費 (コピー等) 30,000 円 印刷製本費 1,000 円×500 部=500,000 円
役 務 費	50,000	通信費 (郵便料) 50,000 円
使用料及び 賃 借 料	10,000	会議室使用料 10,000 円
合 計	728,000	

この場合、助成対象経費は、当該刊行物に掲載された広告にかかる収入 100,000 円及び当該刊行物の販売収入 300,000 円を控除した額の 328,000 円となります。

従って、助成金額は、助成対象経費 328,000 円の 2 分の 1 以内の定額=164,000≒160,000 円 (1 万円未満は切り捨て) となります。

＜特別事業＞

対象事業

- 被災団体備品整備事業
- いわて芸術家派遣事業
- アートマネージャー育成事業 [随時募集]
- 若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業
- 障がい者芸術活動支援事業

[事業対象期間]

- ・被災団体備品整備事業 災害発生日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・いわて芸術家派遣事業、若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業、
障がい者芸術活動支援事業 平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

被災団体備品整備事業

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災津波」や平成 28 年台風第 10 号により、本県の芸術文化活動も大きな影響を受けています。そこで、文化振興基金を活用し、芸術文化活動の復興の契機とするべく、激甚災害に指定された災害により被災した備品整備に対し助成いたします。

助成対象者、事業内容、助成金額等について説明します。

<p>1 助成対象者</p>	<p>次のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 文化芸術振興基本法第 14 条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能を継承する団体であること。</p> <p>(2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。</p> <p>(3) 会計処理が明確であること。</p> <p>(4) 一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みが確実であること。</p> <p>(5) 次の市町村のいずれかに活動の本拠を有すること。</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町</p> <p>イ 東日本大震災津波以降に『激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律』に基づき指定された激甚災害 激甚災害に指定された区域</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>なお、次に該当する団体等は助成対象とはなりません。</p> <p>ア 地方公共団体等</p> <p>イ 株式会社等の営利法人</p> </div>
<p>2 対象事業</p>	<p>上記の助成対象者に該当する団体が、災害被害を受け、破損又は紛失した民俗芸能用具（当該文化活動に直接的に必要なものに限る。）を、修繕又は購入する事業</p> <p>ただし、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災津波については、津波被害を受けた郷土芸能用具に限る。</p>
<p>3 助成対象経費</p>	<p>修繕費及び備品購入費（運搬費を含む）の合計から、次の費用を控除した額です。</p> <p>(1) 国、県、市町村からの交付金及び補助金</p> <p>(2) 他団体からの助成金や寄附金</p>

4 助成金の額	<p>助成対象経費の範囲内で1団体につき100万円を上限とします。</p> <p>なお、過去に本事業の助成を受けたことがある場合は、その助成金の額を含めて100万円を上限とします。</p>
5 その他	<p>(1) <u>今回の募集は、平成31年3月31日までに実施可能な購入及び修繕を対象とします。</u></p> <p>(2) 災害発生日以降に自己資金により整備した団体に対しても助成します。</p> <p>(3) 自己資金を用意せずに助成を受けることができます。</p>

いわて芸術家派遣事業

岩手県内の芸術家を学校等に派遣し、児童生徒の鑑賞の機会を提供する活動に対し助成いたします。

助成対象者、事業内容、助成金額等について説明します。

1 助成対象者	(1) 一般社団法人岩手県芸術文化協会 (2) 岩手県内公立文化施設協議会																														
2 対象事業	<p>人材活用と育成のため、県内に在住する芸術家を学校等に派遣し、児童生徒の鑑賞の機会を提供する事業について助成します。</p> <p>なお、この助成事業は、学校の教育活動としての芸術文化活動を支援する活動に対して助成するものであり、伝統芸能団体の学校訪問も助成対象となります。</p>																														
3 助成対象事業経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">賃金</td> <td>臨時に雇用したアルバイト等への賃金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">報償費</td> <td>外部からの講師などに対する謝金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅費</td> <td>旅費や交通費、宿泊費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">需用費</td> <td>消耗品費</td> <td>文具などの消耗品の購入費</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>ポスター・パンフレット・冊子等作成のための印刷製本費、コピー費等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">役務費</td> <td>通信費、運送費、振込手数料、保険料、クリーニング代等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委託料</td> <td>事業の実施に関する委託を行った際の費用（舞台設営委託等）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用料及び賃借料</td> <td>会場使用料、バス借上料、著作権使用料等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>上記各費目以外の事業に直接必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>		区分		内容	賃金		臨時に雇用したアルバイト等への賃金	報償費		外部からの講師などに対する謝金	旅費		旅費や交通費、宿泊費	需用費	消耗品費	文具などの消耗品の購入費	印刷製本費	ポスター・パンフレット・冊子等作成のための印刷製本費、コピー費等	役務費		通信費、運送費、振込手数料、保険料、クリーニング代等	委託料		事業の実施に関する委託を行った際の費用（舞台設営委託等）	使用料及び賃借料		会場使用料、バス借上料、著作権使用料等	その他		上記各費目以外の事業に直接必要な経費
区分		内容																													
賃金		臨時に雇用したアルバイト等への賃金																													
報償費		外部からの講師などに対する謝金																													
旅費		旅費や交通費、宿泊費																													
需用費	消耗品費	文具などの消耗品の購入費																													
	印刷製本費	ポスター・パンフレット・冊子等作成のための印刷製本費、コピー費等																													
役務費		通信費、運送費、振込手数料、保険料、クリーニング代等																													
委託料		事業の実施に関する委託を行った際の費用（舞台設営委託等）																													
使用料及び賃借料		会場使用料、バス借上料、著作権使用料等																													
その他		上記各費目以外の事業に直接必要な経費																													

4 助成対象外 事業経費	内容
	団体が存続する限り恒常的に必要とする費用（スタッフの人件費、 団体事務所の家賃・光熱水費等）
	食糧費（茶菓、弁当、ケータリング、レセプションパーティー等飲 食代などの経費）
	修繕費、備品購入費
	賞金、賞品、記念品、土産代
	領収書のない経費
	事業対象期間以外に執行した経費
	その他事業に直接必要のないと思われる経費
5 助成対象経 費	助成対象経費は、助成対象事業経費から当該事業の実施に伴う収入 （入場料、参加料、市町村補助金、その他収入等）を控除した額です。 『助成対象経費』＝『助成対象事業経費』－『収入（当該助成金及び 自己資金以外もの）』
6 助成金の額	助成額は、助成対象経費の全額であり、1件当たり200万円を上限 とします。

アートマネージャー育成事業

アートマネジメント能力を向上させるため次の研修会受講に係る交通費に対して助成いたします。

助成対象者、事業内容、助成金額等について説明します。

1 助成申請者	岩手県が実施する『アートマネジメント研修』を受講した者が所属する団体。ただし、地方公共団体は対象外です。
2 対象事業	<p>① 文化庁・(公社)全国公立文化施設協会主催 「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会」</p> <p>② (一財)地域創造主催 「ステージラボ」</p> <p>岩手県が実施する『アートマネジメント研修』を受講した者が、「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会」等の研修会の全ての時間帯を受講した場合、研修会受講に係る交通費に対し助成する。</p> <p>岩手県が実施する『アートマネジメント研修』を受講した者で、過去に「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会」、「ステージラボ」の研修を受講していない者を対象とする。</p>
3 助成対象経費	<p>出発地(居住地又は勤務地)から研修場所までに係る往復交通費(宿泊費、日当等は含まない。)の額から次の費用を控除した額。</p> <p>(1) 国、県、市町村からの交付金及び補助金</p> <p>(2) 他団体からの助成金や寄附金</p> <p>※ 助成対象外事業経費 交通費のうち実費を超える部分及びグリーン車料金等</p>
4 助成金の額	助成対象経費全額 (本事業予算の範囲内)
5 助成申請時期	助成対象研修会の申込締切の2週間前を本事業「アートマネージャー育成事業」の助成申請応募締切とします。

○ 公益社団法人全国公立文化施設協会

<http://www.zenkoubun.jp/>

○ 一般財団法人地域創造

<http://www.jafra.or.jp/>

若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業

本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家・民俗芸能後継者等を育成することを目的とし、提案者自らが企画・実施する事業に対し助成いたします。

助成対象者、事業内容、助成金額等について説明します。

<p>1 助成対象者</p>	<p>次の要件を満たす文化団体又は個人。</p> <p>(1) 岩手県内に住所または活動の本拠を有すること</p> <p>(2) 団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。</p> <p>(3) 会計処理が明確であること。</p> <p>(4) 一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みが確実であること。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>なお、次に該当する団体等は助成対象とはなりません。</p> <p>ア 地方公共団体等</p> <p>イ 株式会社等の営利法人</p> </div>
<p>2 対象事業</p>	<p>学生や未経験者を対象とし、応募分野への理解・関心・興味の向上を図り、すそ野の人材確保に資する事業、または、本県の次代を担う創造性豊かな若手芸術家・民俗芸能後継者等を育成することを目的とする事業に対し助成します。</p> <p>いずれも本県内で行われるものとし、参加・育成対象者は40歳未満とします。</p> <p>《企画提案例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生や未経験者を対象とした、体験入門研修、講演会、ワークショップ等 ・国内の優れた指導者による若手芸術家等を育成する研修 ・研修事業と公演・展示事業を一体的に実施する事業 <p>なお、年間に同一の趣旨で行われる事業については、1事業ずつ企画提案するのではなく、それらの計画を取りまとめ、1事業(年間計画)として企画提案するものとします。</p>

《企画提案に馴染まない事業の例》

- ・ 慈善事業等への寄附を目的として行われる事業
- ・ フェスティバルの一部として行われる事業
- ・ 特定の企業名・団体名等を事業名に付す、いわゆる「名称冠事業」
- ・ 既に自己財源により継続的に行っている事業（「定期演奏会」等）
- ・ 地域振興等を主たる目的とした事業
- ・ 鑑賞会や普及、観客層育成のみを目的とした事業
- ・ 教育課程の一環として行われる事業
- ・ 芸術家や芸術団体を他の研修等に派遣することを目的とした事業

なお、次に該当する事業は助成対象とはなりません。

ア 専ら営利を目的とするもの

イ 特定の政治団体、宗教団体、営利団体等の宣伝を目的とするもの

ウ 当該事業の実施に必要な経費のうち基金の助成金を除く額を確実に調達できる見込みがないもの

エ 当該事業について、国庫補助金、県補助金又はこれに準じた助成金（岩手芸術祭負担金を含む。）を受けているもの

オ 特定の会員、教授所・教室、クラブ、流派等一部特定の者に限られる事業であるもの

※ 国・県からの出捐金などを基にした助成金（（独）日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金等）

3 助成対象事業経費		区分		内容
		賃金		臨時に雇用したアルバイト等への賃金 (※申請団体構成員及び事務局に係るものを除く)
		報償費		外部からの講師などに対する謝金 (※申請団体構成員及び事務局に係るものを除く)
		旅費		講師等の交通費、宿泊費等
		需用費	消耗品費	文具などの消耗品の購入費
			印刷製本費	ポスター・パンフレット・冊子等作成のための印刷製本費、コピー費等
		役務費		通信費(切手代等)、運送費、振込手数料、保険料、広告等掲載費等
		委託料		事業の実施に関する委託を行った際の費用(会場設営委託、警備委託等)
		使用料及び賃借料		会場使用料、機器類借上料、バス借上料、著作権使用料等 (※事業実施日及び前日準備、または、本番及びリハーサル(1回)に限る) (※自ら設置し、または管理する会場施設の会場使用料等を除く)
		その他		上記各費目以外の事業に直接必要な経費

4 助成対象外 事業経費	内 容
	団体が存続する限り恒常的に必要とする費用（スタッフの人件費、 団体事務所の家賃・光熱水費、備品購入費等）
	食糧費（茶菓、弁当、ケータリング等飲食代などの経費）
	交際費、パーティー経費
	修繕費
	賞金、賞品、記念品、土産代、花束代
	領収書のない経費
	事業内容に対し、社会通念上著しく高額な経費
	事業対象期間以外に執行した経費
	その他事業に直接必要のないと思われる経費
5 助成対象経 費	<p>助成対象経費は、助成対象事業経費から当該事業の実施に伴う収入（入場料、参加料、市町村補助金、その他収入等）を控除した額です。</p> <p>『助成対象経費』＝『助成対象事業経費』－『収入（当該助成金及び自己資金以外もの）』</p>
6 助成金の額	<p>助成額は、助成対象経費の3分の2以内の定額とし、50万円を助成上限額とします。（1万円未満切捨）</p>

7 審査	<p>応募のあった事業について、審査委員会の審査により採択及び不採択を決定します。</p> <p>なお、審査は下記の審査基準に基づき、事業計画・団体実績等を総合的に評価します。</p> <p>【事業計画について】</p> <table border="1" data-bbox="464 539 1394 1122"> <tr> <td data-bbox="464 539 517 674">a</td> <td data-bbox="517 539 679 674">趣旨・目的の明確性</td> <td data-bbox="679 539 1394 674">本県の次代を担う若手芸術家等の育成に資する観点から、趣旨・目的・育成対象が明確であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 674 517 808">b</td> <td data-bbox="517 674 679 808">必要性</td> <td data-bbox="679 674 1394 808">事業の目的や効果が明確で、地域の課題をとらえ、課題解決につながるものであること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 808 517 976">c</td> <td data-bbox="517 808 679 976">具体性 適正性 実現性</td> <td data-bbox="679 808 1394 976">事業の実施手段や実施体制などの事業計画・予算が具体的・合理的であり、実現可能なものであること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 976 517 1122">d</td> <td data-bbox="517 976 679 1122">発展性 貢献性</td> <td data-bbox="679 976 1394 1122">事業の発展性が期待でき、応募分野の今後の発展に大きく貢献するものであること。</td> </tr> </table> <p>【提案団体について】</p> <table border="1" data-bbox="464 1223 1394 1671"> <tr> <td data-bbox="464 1223 517 1391">e</td> <td data-bbox="517 1223 679 1391">幅広い事業展開・公共性</td> <td data-bbox="679 1223 1394 1391">当該分野において、幅広く貢献する事業を展開するなどの公共性が認められること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1391 517 1525">f</td> <td data-bbox="517 1391 679 1525">技術力・ノウハウ</td> <td data-bbox="679 1391 1394 1525">事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1525 517 1671">g</td> <td data-bbox="517 1525 679 1671">組織体制</td> <td data-bbox="679 1525 1394 1671">事業運営及び経費等の業務管理を適切に遂行できる組織体制を有していること。</td> </tr> </table>	a	趣旨・目的の明確性	本県の次代を担う若手芸術家等の育成に資する観点から、趣旨・目的・育成対象が明確であること。	b	必要性	事業の目的や効果が明確で、地域の課題をとらえ、課題解決につながるものであること。	c	具体性 適正性 実現性	事業の実施手段や実施体制などの事業計画・予算が具体的・合理的であり、実現可能なものであること。	d	発展性 貢献性	事業の発展性が期待でき、応募分野の今後の発展に大きく貢献するものであること。	e	幅広い事業展開・公共性	当該分野において、幅広く貢献する事業を展開するなどの公共性が認められること。	f	技術力・ノウハウ	事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。	g	組織体制	事業運営及び経費等の業務管理を適切に遂行できる組織体制を有していること。
a	趣旨・目的の明確性	本県の次代を担う若手芸術家等の育成に資する観点から、趣旨・目的・育成対象が明確であること。																				
b	必要性	事業の目的や効果が明確で、地域の課題をとらえ、課題解決につながるものであること。																				
c	具体性 適正性 実現性	事業の実施手段や実施体制などの事業計画・予算が具体的・合理的であり、実現可能なものであること。																				
d	発展性 貢献性	事業の発展性が期待でき、応募分野の今後の発展に大きく貢献するものであること。																				
e	幅広い事業展開・公共性	当該分野において、幅広く貢献する事業を展開するなどの公共性が認められること。																				
f	技術力・ノウハウ	事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。																				
g	組織体制	事業運営及び経費等の業務管理を適切に遂行できる組織体制を有していること。																				
8 その他	<p>申請書（付表8，9）は、審査資料となりますので不明瞭にならないよう留意してください。</p> <p>様式の変更は基本的に行わないでください。</p>																					

障がい者芸術活動支援事業

障がい者芸術に対する県民の理解を高め、その活動を支援するために、県内の福祉団体等が取り組み障がい者芸術活動に対して助成いたします。

助成対象者、事業内容、助成金額等について説明します。

1 助成対象者	<p>福祉団体など、県内で障がい者の芸術活動や支援活動に取り組む団体であって、次のいずれにも該当する団体とします。</p> <p>(1) 岩手県内に住所または活動の本拠を有すること。</p> <p>(2) 団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。</p> <p>(3) 会計経理が明確であること。</p>
2 対象事業	<p>障がい者の芸術活動や支援活動について対象とします。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者芸術の企画展などの開催 ・ 障がい者芸術の支援者を対象にした研修会の開催 ・ 学校等における障がい者芸術の作家や支援者を講師にした出前授業等の開催 ・ その他、本事業の助成事業としてふさわしいと判断される事業
3 助成対象経費	<p>事業の実施に直接必要な経費が助成対象となります。</p> <p>(対象となる経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金：企画展や研修会などの開催のために臨時に雇用した職員の賃金 ・ 報償費・旅費：研修会などの講師等への謝金、旅費・宿泊費等 ・ 需用費：消耗品等の購入費やパンフレットなどの印刷製本費 ・ 役務費：広告宣伝費や発送料、振込手数料、保険料、機材運搬料等 ・ 委託料：照明・音響などの委託料 ・ 使用料等：会場使用料、付帯設備使用料、バス借上料、著作権使用料等 ・ その他：上記以外の費用で、事業に直接必要と認められる経費

<p>4 助成対象外 事業経費</p>	<p>次の経費は、助成の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出演や出品等に対する謝礼金 ・ 材料の購入など日常の芸術活動で使用する経費 ・ 弁当やケータリング、パーティーなどの飲食代 ・ 備品購入費 ・ 賞金、賞品、記念品、土産など個人に支給する経費 ・ 事業対象期間以外の期間に執行した経費（例 助成決定前の支出など） <p>助成対象経費については、領収書などで金額が適正か確認しますので、適切に徴収し、保管してください。</p>
<p>5 助成対象経 費</p>	<p>助成対象経費は、助成対象事業経費から当該事業の実施に伴う収入（入場料、参加料、市町村補助金、その他収入等）を控除した額です。</p> <p>『助成対象経費』＝『助成対象事業経費』－『収入（当該助成金及び自己資金以外もの）』</p>
<p>5 助成金の額</p>	<p>助成額は、助成対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とします。（1万円未満切捨）</p>

< 事務手順 >

< 様式・記載例 >

助成金の交付申請等事務手順について

助成金交付事務の手順は、次の表に示すとおりです。

助成は原則として1団体、年1事業となります。また、事業採択は、あくまでも年間予算の範囲内のため、助成額を減額することがあります。

〈助成金交付事務の手順〉

	事業主体者	事務局	備 考				
申請・交付決定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成金交付申請書の提出</div> <p>(様式第1号)</p>	<p>受理 →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">審 査 委 員 会</div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">申請書受付</td> <td style="text-align: center;">審査委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月29日(金) ～7月28日(土) ※必着</td> <td style="text-align: center;">9月下旬</td> </tr> </table> <p>◎アートマネージャー育成事業のみ (申請書受付) 助成対象研修会の申込締切の2週間前(必着) (審査委員会) 申請書受付期限から1週間程度</p>	申請書受付	審査委員会	6月29日(金) ～7月28日(土) ※必着	9月下旬
	申請書受付	審査委員会					
6月29日(金) ～7月28日(土) ※必着	9月下旬						
<p>(事業実施)</p>	<p>← 交付決定</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">助 成 対 象 事 業 費</div> <p><継続事業> 平成30年度における事業費 (H30.10.1～H31.3.31) <特別事業> 被災団体備品整備事業 (災害発生日～H31.3.31) いわて芸術家派遣事業、若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業、障がい者芸術活動支援事業 (H30.10.1～H31.3.31)</p>					
執行	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成事業変更承認申請書</div> <p>(様式第3号)</p>	<p>審査 →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">承 認</div>	<p>事業の内容に変更を加えようとするときは、前もって提出してください。事業内容の変更により、助成金の額を減額する場合があります。</p> <p style="font-size: 1.2em;">〔 申請した内容どおり事業を執行してください。 〕</p> <p>当該助成の対象となった事業を中止する場合に提出してください。</p>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成事業中止届出書の提出</div> <p>(様式第4号)</p>	<p>→ 受理</p>					

	事業主体者	事務局	備考
実績報告・支払	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成事業実績報告書の提出 (様式第5号)</div>	審査 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">確認</div>	<p>1 実績報告書</p> <p>(1) 提出は事業完了後 30 日以内です。 (最終締切は平成 31 年 3 月 31 日)</p> <p>(2) 決算が交付決定時の予算と異なる場合は、その程度に応じて助成金の額が減額になることがあります。</p> <p>(3) 領収書の原本又は、申請者が原本証明を行った領収書の写しを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費以外の領収書は、業者やお店等からの領収書のみが助成対象です。 <p>ただし、交通費は、実費支払いしたもののみ助成対象です。チケットのコピー又は旅行代理店等の領収書を添付してください。それができない場合は、利用日、区間及び実費が明記された領収書を添付してください。</p> <p>領収書のないものは助成の対象となりません。</p> <p>2 支払</p> <p>(1) 助成金は原則として事業が完了した後に支払われます。</p> <p>事業の実施上、特に前金払いを希望する場合は、事務局に相談願います。</p> <p>(2) 支払は口座振込としますので、申請者名の口座が必要です。(漁協は不可)</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成金交付請求書の提出 (様式第6号)</div>	→ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">支払</div> 振込 ←	

提出書類一覧

申請	<p>【継続事業】 全事業</p> <p>【特別事業】 いわて芸術家派遣事業 障がい者芸術活動支援事業</p>	<p>① 助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>② 事業実施計画書(付表1)</p> <p>③ 収支予算書(付表2)</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約、会員名簿、 団体の総会資料、団体紹介、 活動実績等の資料 <p>※備品整備事業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品保有状況(付表3) ・見積書
	<p>【特別事業】 被災団体備品整備事業</p>	<p>① 助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>② 事業実施計画書(付表4)</p> <p>③ 収支予算書(付表5)</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約、会員名簿、 団体の総会資料、団体紹介、 活動実績等の資料 ・見積書
	<p>【特別事業】 アートマネージャー育成事業</p>	<p>① 助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>② アートマネージャー育成事業実施計画書 (付表10)</p> <p>③ 収支予算書(付表2)</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象研修の参加申込に必要事項を記入し 印刷したもの ・団体の規約、会員名簿、 団体の総会資料、団体紹介、 活動実績等の資料

	<p>【特別事業】 若手芸術家・民俗芸能後継者 等育成事業</p>	<p>① 助成金交付申請書(様式第1号) ② 事業実施計画書(付表1) ③ 収支予算書(付表2) ④ 団体概要書(付表8) ⑤ 企画詳細書(付表9)</p> <p>添付資料 ・団体の規約、会員名簿、 団体の総会資料、団体紹介、 活動実績等の資料(チラシ等) ・見積書</p>
変更	<p>① 助成事業変更承認申請書(様式第3号) ② 実施計画の変更内訳書(付表6) ③ 収支予算の変更内訳書(付表7)</p>	
中止	<p>① 助成事業中止届出書(様式第4号)</p>	
実績 報告	<p>【継続事業】 全事業 【特別事業】 いわて芸術家派遣事業 障がい者芸術活動支援事業</p>	<p>① 助成事業実績報告書(様式第5号) ② 事業実施内訳書(付表1に準ずる) ③ 収支決算書(付表2に準ずる)</p> <p>添付資料 ・領収書の写し(申請者が原本証明したもの) ・ポスター、チラシ、プログラム等及びその他 参考資料 ※備品整備の場合 ・備品を撮影した写真 (購入数、修繕前後を確認するため)</p>
	<p>【特別事業】 被災団体備品整備事業</p>	<p>① 助成事業実績報告書(様式第5号) ② 事業実施内訳書(付表4に準ずる) ③ 収支決算書(付表5に準ずる)</p> <p>添付資料 ・領収書の写し(原本証明したもの) ・備品を撮影した写真 (購入数、修繕前後を確認するため)</p>

実績 報告	<p>【特別事業】 アートマネージャー育成事業</p>	<p>① 助成事業実績報告書(様式第5号) ② アートマネージャー育成事業実施計画書 (付表10) ※所属所名、氏名、旅行行程のみ記入 ③ 収支決算書(付表2に準ずる)</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し(申請者が原本証明したもの) (バスの運賃、短区間の鉄道運賃は、料金表の添付でも可) ・受講修了書
	<p>【特別事業】 若手芸術家・郷土芸能後継者 等育成事業</p>	<p>① 助成事業実績報告書(様式第5号) ② 事業実施内訳書(付表1に準ずる) ③ 収支決算書(付表2に準ずる)</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し(申請者が原本証明したもの) ・参加・育成者の年齢がわかる資料 ・ポスター、チラシ、プログラム等及びその他 参考資料
請求	<p>① 助成金交付請求書(様式第6号) ② 通帳の写し(口座番号及び口座名義(フリガナ)が確認できるもの) ※ 助成金の前金払いについて 次の要件を満たしている場合は、前金払いに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 助成決定額の範囲内であること ② 振込先となる申請者名義の金融機関の預金口座があること。 ③ 前金払を要する金額が確認できること(請求書又は領収書の提出) 	

様式第1号

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

理事長 菅野 洋樹 様

住 所

〒

名 称

代表者 職・氏名

印

(電話番号

)

助 成 金 交 付 申 請 書

公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 申請対象事業 ※ 該当する事業1つに☑を記入して下さい。	<input type="checkbox"/> 文化活動成果発表事業	<input type="checkbox"/> 各種大会等参加事業	
	<input type="checkbox"/> 文化活動研修事業	<input type="checkbox"/> 文化団体備品整備事業	
	<input type="checkbox"/> 刊行物発行事業	<input type="checkbox"/> 参加する文化活動推進事業	
	<input type="checkbox"/> 文化団体結成促進事業	<input type="checkbox"/> 被災団体備品整備事業	
	<input type="checkbox"/> いわて芸術家派遣事業	<input type="checkbox"/> アートマネージャー育成事業	
	<input type="checkbox"/> 若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業	<input type="checkbox"/> 障がい者芸術活動支援事業	
2 助成対象事業名			
3 助成金交付申請額	円		
4 添付書類	(1) 当該事業の実施計画書 (付表) (2) 当該事業の収支予算書 (付表) (3) その他参考資料		
5 申請担当者 ※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。	氏 名		
	住 所	〒	
	TEL		FAX
	e-mail		

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団
理事長 菅野 洋樹 様

住 所
名 称
代表者 職・氏名 印

助成事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 申請対象事業
- 2 助成対象事業名
- 3 助成金の交付決定額 金 円
- 4 変更後の助成金の交付希望額 金 円
- 5 添付書類
 - (1) 実施計画の変更内訳書（付表6）
 - (2) 収支予算の変更内訳書（付表7）
 - (3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	
連絡先	〒 電話 () - FAX () - e-mail :

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団
 理事長 菅野 洋樹 様

住 所
 名 称
 代表者職・氏名 印

助成事業中止届出書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で助成金の交付決定を受けた事業を中止するので、次のとおり届出します。

記

- 1 申請対象事業
- 2 助成対象事業名
- 3 助成金の交付決定額 金 円
- 4 中止の理由
 (関係書類添付のこと。)

申請担当者	
氏名	
連絡先	〒 電話 () - FAX () - e-mail :

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

理事長 菅野 洋樹 様

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

助成事業実績報告書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で助成金の交付決定を受けた事業を完了したので、次のとおりその実績を報告します。

記

1 申請対象事業

2 助成対象事業名

3 助成金の交付決定額 金 円

4 添付書類

(1) 当該事業の実施内訳書（付表1又は4に準ずる。）

(2) 当該事業の収支決算書（付表2又は5に準ずる。）

(3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	
連絡先	〒 電話 () - FAX () - e-mail :

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

理事長 菅野 洋樹 様

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

助 成 金 交 付 請 求 書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で交付決定のあった助成金について、次のとおり請求します。

記

1 申 請 対 象 事 業

2 助 成 対 象 事 業 名

3 助成金の交付決定額 金 円

4 すでに交付を受けた額 金 円

5 今回交付を請求する額 金 円

6 助 成 金 の 振 込 先

銀行

支店

預金 口座番号No.

フリガナ

預金名義

付表1

事業実施計画書
(実施内訳書)

1 事業の目的

2 事業の実施計画

(1) 事業の内容

(2) 実施時期 (納品時期)

(3) 実施場所

(4) 参加者

(5) 主催・共催・後援団体等とその役割

(6) その他 (過去の申請実績・団体の内容紹介・活動実績等・指定文化財の有無)

付表2

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

1 収入の部

区 分	予算額 (決算額)	積 算 内 訳
	円	
文化振興基金助成金		
その他の補助金及 び助成金		
寄 付 金		
自 己 資 金		
計		

2 支出の部

区 分	予算額 (決算額)	積 算 内 訳
	円	
助成対象外事業経 費		
計		

付表 5

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

1 収入の部

区 分	予算(決算)額 (単位:円)	積 算 内 訳
文化振興基金助成金		
その他の補助金及び助成金		
寄付金		
自己資金		
計		

2 支出の部(見積書添付のこと)

区 分	予算(決算)額 (単位:円)	積 算 内 訳
備品購入費		
(品名)		(寸法等記載のこと)
修繕費		
(品名)		(寸法等記載のこと)
計		

(※欄は適宜追加して下さい。)

付表6

実施計画の変更内訳書

1 変更する理由

2 変更する内容

項 目	変更前	変更後	摘 要

付表7

収支予算の変更内訳書

1 収入の部

区 分	変更前	変更後	積 算 内 訳
	円	円	
計			

2 支出の部

区 分	変更前	変更後	積 算 内 訳
	円	円	
計			

付表8

団 体 概 要 書

※応募事業ではなく、応募団体について記載して下さい。

(平成 年 月現在)

(ふりがな)			代表者 職・氏名		
団 体 名					
所 在 地	〒	電話番号			
		FAX 番号			
団体設立年月	年 月				
組 織 【審査基準:g】	役職員		団体構成員		
団体設立の 目的及び主 な事業実績 【審査基準:e.f】					
応募事業と 同種の過去 の事業実績 ※チラシ等活 動実績の分か る資料を添付 【審査基準:e.f】		事業名	実施時期	育成対象者 及びその人数	事業内容
	1				
	2				
助成対象者 の 要 件 【審査基準:g】	1	規約を有している			はい・いいえ
	2	代表者が明確である			はい・いいえ
	3	総会等により決算報告している			はい・いいえ
財 政 状 況 (単位：千円) 【審査基準:c.g】	年度	総収入	総支出	当期損益	累積損益
	H28年度				
	H29年度				

1 事業名												
2 実施期間												
3 項目別実施期間												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
育成対象者募集												
育成対象者選考・決定												
研修・ワークショップ												
制作												
公演・展示												
4 事業の趣旨・目的【審査基準:a】												
5 応募分野の現状・課題、求められている人材（ニーズ）等【審査基準:b】												
6 育成対象者の概要、決定方法等【審査基準:c】												
7 事業の具体的な内容、育成対象者の育成方法等【審査基準:c】												
8 応募事業に関連するこれまでの取り組み、成果等【審査基準:c. f】												
9 応募事業の今後の計画・発展性、応募分野にもたらす影響等【審査基準:d】												

付表 10

アートマネージャー育成事業実施計画書
(実 施 内 訳 書)

1 研修会参加者

所属部署		職名	
ふりがな			
氏 名	(歳)		
主な仕事内容			
過去に受講した研修会等の 名 称 (アートマネジメント 関係)	年度	研修会名称(内容)	
		主催者	
		研修会名	
		主催者	
		研修会名	
		主催者	
	研修会名		

2 旅行行程

【往路】

【復路】

3 その他

過去に、「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会」又は「ステージラボ」を受講したことがありますか。いずれかに○印をつけてください。

1 受講していない 2 受講したことがある

《申請書記載例1》文化活動成果発表事業の場合

様式第1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人岩手県文化振興事業団
 理事長 菅野 洋樹 様

住 所 盛岡市内丸〇〇-〇
 フリガナ イワテケンイシユツハツピョウシツコウインカイ
 名 称 岩手芸術発表実行委員会
 代表者職・氏名 会長 岩 手 太 郎 印
 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

助 成 金 交 付 申 請 書

公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 申請対象事業 ※ 該当する事業1つに☑を記入して下さい。	<input checked="" type="checkbox"/> 文化活動成果発表事業	<input type="checkbox"/> 各種大会等参加事業		
	<input type="checkbox"/> 文化活動研修事業	<input type="checkbox"/> 文化団体備品整備事業		
	<input type="checkbox"/> 刊行物発行事業	<input type="checkbox"/> 参加する文化活動推進事業		
	<input type="checkbox"/> 文化団体結成促進事業	<input type="checkbox"/> 被災団体備品整備事業		
	<input type="checkbox"/> いわて芸術家派遣事業	<input type="checkbox"/> アートマネージャー育成事業		
	<input type="checkbox"/> 若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業	<input type="checkbox"/> 障がい者芸術活動支援事業		
2 助成対象事業名	平成〇〇年度岩手芸術発表会			
3 助成金交付申請額	150,000 円			
4 添付書類	(1) 当該事業の実施計画書 (付表1) (2) 当該事業の収支予算書 (付表2) (3) その他参考資料 ・規約、会員名簿 ・総会資料 ・団体紹介資料			
5 申請担当者 ※ 確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。	氏名	基金太郎		
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県〇〇市〇〇町〇-〇		
	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	e-mail			

付表1

事業実施計画書
(実施内訳書)

1 事業の目的

県内の芸術文化団体が一堂に会し日頃の優れた芸術文化活動の成果を発表することにより、より多くの人に鑑賞の機会を提供し、県内における芸術文化の創造と発展に寄与するとともに、地域の文化活動の高揚に資する。

2 事業の実施計画

(1) 事業の内容

各種芸術文化団体による舞台発表

ア 演劇

イ 映像

ウ 伝統芸能(能楽、邦楽、茶道、華道、吟剣詩舞道)

エ 音楽(合唱、声楽、弦楽、三曲、吹奏楽、ピアノ、ギター)

(2) 実施時期(納品時期)

平成〇〇年6月12日(日)

(3) 実施場所

岩手県民会館

(4) 参加者

出演者 演劇25名 映像15名 伝統芸能20名 音楽10名

観客 500名

(5) 主催・共催・後援団体等とその役割

共催 〇〇〇市(負担金)

後援 〇〇〇協会(名義使用)

協賛 株式会社〇〇(協賛金拠出)

(6) その他(過去の申請実績・団体の内容紹介・活動実績等・指定文化財の有無)

平成15年 15万円

平成13年 20万円

団体紹介等は、別添資料1、2のとおり

《申請書記載例2》文化団体備品整備事業の場合

様式第1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
公益財団法人岩手県文化振興事業団			
理事長 菅野 洋樹 様			
住所 盛岡市内丸〇〇-〇			
カガナ ｲﾝｼﾝﾌﾞﾘﾝｸﾞﾝｶｲ			
名称 岩手獅子踊保存会			
代表者職・氏名 会長 岩手二郎 印			
(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)			
<p style="text-align: center;">助成金交付申請書</p> <p>公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。</p>			
記			
1 申請対象事業 ※ 該当する事業1つに☑を記入して下さい。	<input type="checkbox"/> 文化活動成果発表事業	<input type="checkbox"/> 各種大会等参加事業	
	<input type="checkbox"/> 文化活動研修事業	<input checked="" type="checkbox"/> 文化団体備品整備事業	
	<input type="checkbox"/> 刊行物発行事業	<input type="checkbox"/> 参加する文化活動推進事業	
	<input type="checkbox"/> 文化団体結成促進事業	<input type="checkbox"/> 被災団体備品整備事業	
	<input type="checkbox"/> いわて芸術家派遣事業	<input type="checkbox"/> アートマネージャー育成事業	
	<input type="checkbox"/> 若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業	<input type="checkbox"/> 障がい者芸術活動支援事業	
2 助成対象事業名	備品整備事業		
3 助成金交付申請額	300,000 円		
4 添付書類	(1) 当該事業の実施計画書(付表1) (2) 当該事業の収支予算書(付表2) (3) 備品保有状況(付表3) (4) その他参考資料 ・団体の規約、会員名簿 ・団体の総会資料、活動実績等の資料 ・購入予定品の見積書		
5 申請担当者 ※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。	氏名	基金太郎	
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県〇〇市〇〇町〇-〇	
	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	e-mail		

付表 1

事業実施計画書

(実施内訳書)

1 事業の目的

岩手獅子踊は〇〇時代に始まりと言われ、〇〇宮の神事には悪魔降伏・五穀豊穡を祈願し、盆には先祖の供養として踊られ、現在に至る。

今後とも地域の小中高生への伝承活動により、後継者の育成を図り、保存会の活動を継続するため、老朽化した太鼓等を整備するものである。

2 事業の実施計画

(1) 事業の内容

劣化のため太鼓（中立用 1 尺 6 寸）を更新	1 台
会員増のため衣装を新規購入（袴、大口、流し等）	4 名分
破損した鹿頭を修理	4 名分

(2) 実施時期（納品時期）

平成〇〇年〇月

(3) 実施場所

岩手公民館

(4) 参加者

会員 28 名

(5) 主催・共催・後援団体等とその役割

なし

(6) その他（過去の申請実績・団体の内容紹介・活動実績等・指定文化財の有無）

平成 20 年 40 万円

〇〇市指定無形民俗文化財

団体の内容及び活動実績は、別紙のとおり。

《記載内容》若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業

付表9

企 画 詳 細 書

1 事業名													
2 実施期間													
3 項目別実施期間													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
育成対象者募集						●	→						
育成対象者選考・決定							●	→					
研修・ワークショップ									●	→			
制作													
公演・展示													
4 事業の趣旨・目的【審査基準:a】													
若手芸術家等の育成の観点から、事業の趣旨・目的を明確に記載して下さい。													
5 応募分野の現状・課題、求められている人材（ニーズ）等【審査基準:b】													
応募する事業実施が何故必要なのか、その前提となる応募分野の現状・課題について記載して下さい。また、当該分野において、どのような人材が求められているかについて記載して下さい。													
6 育成対象者の概要、決定方法等【審査基準:c】													
育成対象者の人数、経験年数等を具体的に記載して下さい。また、育成対象者の選定について、公募するの否か、公募する場合どれくらいの期間、どのような周知方法で行うのか、対象者をどの様に決定するか等、詳細に記載して下さい。													
7 事業の具体的な内容、育成対象者の育成方法等【審査基準:c】													
事業内容、どのような手段により育成を行うのかについて、わかりやすく詳細に記載して下さい。例えば、研修やワークショップを行う場合、どのような講師により、どういった内容のものをどのくらいの回数・期間で行うのか、公演・展覧会等を行う場合には、いつ、どれくらいの会場規模で何回程度行うのか等について、詳細に記載して下さい。なお、同一の趣旨で行われる複数の事業をまとめて申請する場合には、それぞれの事業毎に記載して下さい。													
8 応募事業に関連するこれまでの取り組み、成果等【審査基準:c.f】													
これまでの同種の人材育成事業の取り組み、成果について記載して下さい。													
9 応募事業の今度の計画・発展性、応募分野にもたらす影響等【審査基準:d】													
応募する事業の来年度以降の計画、発展性、また、事業の実施がもたらす影響などについて記載して下さい。													

公益財団法人岩手県文化振興事業団

〒020-0023 盛岡市内丸1 3 番1号

TEL (019) 654-2235

FAX (019) 625-3595

URL <http://www.iwate-bunshin.jp/>

e-mail kikin@iwate-bunshin.jp